10　水密隔壁に取り付ける板戸で取り外し可能なものは、機関区域以外においては認められない。緊急の必要があり、かつ、船長の裁量に基づく場合を除くほか、出港前に閉鎖し、かつ、航行中に閉鎖しておくことを条件として、主管庁は、これらの取り外し可能な板戸の代わりに、各横置隔壁に7.1.2に規定する水密動力滑り戸より大きい一の水密動力滑り戸の設置を認めることができる。これらの水密動力滑り戸は、手動装置を操作して九十秒以内に完全に閉鎖することとする。7.1.4の規定の要件を満たす必要はない。これらの水密動力滑り戸の開閉時刻は、海上にあるか港内にあるかを問わず、航海日誌に記録する。

11.1　乗組員の居住に充てる場所からストークホールドへの通行、配管その他の用途に使用されるトランク路又はトンネルが水密隔壁を貫通している場合には、そのトランク路又はトンネルは、水密なものでなければならず、また、この章の第十六―一規則の規定に適合するものでなければならない。このトランク路又はトンネルを海上において通路として使用する場合には、このトランク路又はトンネルの少なくとも一端には、隔壁甲板の上方に達する十分な高さの水密のトランクを通つて到達することができるようにする。このトランク路又はトンネルの他端への通行は、船舶におけるその箇所について要求される型の水密戸によることができる。このトランク路又はトンネルは、衝突隔壁の後方の最初の水密隔壁を貫通するものであつてはならない。

11.2　主管庁は、水密隔壁を貫通するトンネルを設ける場合には、当該トンネルについて特別の考慮を払う。

11.3　冷凍貨物を積載する場所に接続するトランク路及び換気トランク路又は強制通風トランク路が二以上の水密隔壁を貫通する場合には、その開口の閉鎖装置は、動力で操作されなければならず、また、隔壁甲板上に設置された操作を行う場所から閉鎖することができるものでなければならない。

第十三―一規則　貨物船の水密隔壁及び内部甲板の開口

1　水密区画の開口の数は、船舶の設計及び固有の用途に適合する範囲において最小限に保つことを要する。水密隔壁及び内部甲板の貫通が出入、配管、通風、電線等のために必要である場合には、水密の完全性を確保するために措置をとる。主管庁は、浸水の広がりを容易に抑制することができ、かつ、船舶の安全が損なわれるものでないことが証明される場合には、フリーボード甲板より上方の開口の水密性の緩和を認めることができる。

2　内部開口の水密の完全性を確保するために備える戸であつて、海上にある間使用されるものは、船橋からの遠隔操作によつて閉鎖することができ、かつ、水密隔壁の両側から局部操作することができる水密滑り戸とするものとする。制御場所には戸が開けてあるか閉じてあるかを示す表示器及び戸の閉鎖場所には可聴警報装置を備えるものとする。動力、制御器及び表示器は、主動力が故障した場合でも作動し得るものでなければならない。制御系統の故障の影響を最小にするため、特別の注意を払う。動力滑り戸は、それぞれ個別の手動操作機構を備えるものとする。当該動力滑り戸は、戸自体の両側から手で開閉することができるものとする。

3　内部開口の水密の完全性を確保するために海上にある間、通常閉鎖されている入口の戸及びハッチ・カバーは、その場所及び船橋において当該入口の戸又はハッチ・カバーが開けてあるか閉じてあるかを示す表示器を備えるものとする。当該入口の戸又はハッチ・カバーは、それらを開放状態のままにしない旨の表示をそれぞれ付けるものとする。

4　大きな貨物区域を内側で区画するように戸又はランプを取り付けることが不可欠であると主管庁が認める場合には、満足すべき構造の水密戸又はランプを当該貨物区域に取り付けることができる。これらの水密戸又はランプは、ヒンジ戸、ロール戸若しくは滑り戸又はランプとすることができるが、遠隔操作のものであつてはならない。これらの水密戸又はランプのうち航海中に近づき得るものについては、許可を受けないで開けることを防止する装置を取り付ける。

5　内部開口の水密の完全性を確保するため、海上にある間は通常閉鎖される他の閉鎖設備は、表示を付けるものとする。この表示は、当該閉鎖設備が閉鎖状態に保たれる旨のものとし、それぞれの閉鎖設備に付けられる。ボルトで密接に締めたふたを備えるマンホールには表示を付ける必要はない。

第十四規則　貨物としての車両及びこれに伴う者を運送する旅客船

1　この第十四規則の規定は、貨物としての車両及びこれに伴う者を運送するため設計され、又は改造された旅客船について適用する。

2　1に定める船舶において、車両に伴う者を含む旅客の数の合計が十二＋$\frac{Ad}{25}$（この場合において、Adは、貨物としての車両の積載に充てられる甲板総面積（平方メートル）とし、積載場所及びその入口の高さは少なくとも四メートルとする。）を超えない場合には、水密戸に関するこの章の第十三規則1及び9.2の規定を適用する。ただし、水密戸は、貨物区域を仕切る水密隔壁のいかなる高さにも取り付けることができる。各水密戸が閉鎖されたこと及びすべての水密戸の閉鎖が確保されたことを自動的に表示する表示器を船橋に取り付けることを必要とする。

3　水密戸がこの第十四規則の規定に従つて取り付けられた場合には、船舶には、2の規定において仮定したよりも多くの旅客数を認めることができない。

第十五規則　旅客船の隔壁甲板及び貨物船のフリーボード甲板の下方の外板の開口

1　外板の開口の数は、船舶の設計及び固有の用途に適合する範囲においてできる限り少なくする。

2　外板の開口の閉鎖装置の配置及び実効性は、その開口の目的及び位置に適合するものでなければならず、また、原則として、主管庁の認めるものでなければならない。

3.1　現行の満載喫水線に関する国際条約の規定に従うことを条件として、いかなる舷窓（げん）もその下縁が最高区画満載喫水線から上方へ船舶の幅の二・五パーセントに相当する距離又は五百ミリメートルのいずれか大きい距離のある点を最低点として船側における隔壁甲板に対し平行に引いた線の下方に位置するよう設けてはならない。

3.2　3.1の規定に適合する舷窓（げん）でその下縁が旅客船の隔壁甲板及び貨物船のフリーボート甲板の下方にあるものは、船長の同意を得ないで開けることを有効に防止するような構造のものでなければならない。

4　舷窓（げん）には、容易、有効、かつ、水密に閉鎖することができる効果的なヒンジ内ぶたを取り付ける。ただし、船首垂線から船舶の長さの八分の一に相当する距離にある箇所の後方において、かつ、最高区画喫水から上方へ三・七メートルに船舶の幅の二・五パーセントに相当する長さを加えた距離にその最低点がある、船側における隔壁甲板に対し平行に引いた線の上方においては、普通旅客以外の旅客の居住に充てる場所の内ぶたは、現行の満載喫水線に関する国際条約により内ぶたを定位置に恒久的に取り付けることが要求される場合を除くほか、取り外し可能なものとすることができる。取り外し可能な内ぶたは、使用される舷窓（げん）の近くに備えておく。

5.1　専ら貨物又は石炭の運送に充てる場所には、舷窓（げん）を取り付けてはならない。

5.2　貨物又は旅客の運送に交互に充てる場所には、舷窓（げん）を取り付けることができるが、その舷窓（げん）は、船長の同意を得ることなく舷窓（げん）又はその内ぶたを開けることを有効に防止するような構造のものでなければならない。

6　自動通風用舷窓（げん）は、主管庁の特別の許可なしで、旅客船の隔壁甲板及び貨物船のフリーボート甲板の下方の外板に取り付けてはならない。